

体制－ 8 官民連携による「高岡市住まいの総合相談所」を活用した空き家対策の推進			
事業主体	高岡市空き家活用推進協議会		
対象地域	富山県高岡市	<input type="checkbox"/> 過疎、豪雪、山村、離島等の条件不利地域 <input type="checkbox"/> 郊外住宅地 <input checked="" type="checkbox"/> 密集市街地・中心市街地	
事業概要	中心市街地を対象に、空き家の流通阻害要因の分析と空き家化予防策の検討、活用相談会等を県、市、宅地建物取引業協会、建築士会、司法書士会が連携して実施。		
効果計測指標	着手時点	完了時点	今後の目標値
総合相談所の相談件数	3件	16件	40件

1. 事業内容

(1) 事業の背景と目的

高岡市では、少子高齢化等により空き家の増加が進み、特に密集市街地・中心市街地ではその対策が急務とされているが、自治体が単独で取り組みを行うことが困難な状況にあるため、県、市、民間団体等の連携による「高岡市空き家活用推進協議会」を設立した。空き家の有効活用を通じて定住の促進と地域の活性化策の検討を目的として、中心市街地を対象に空き家の流通阻害要因の分析と空き家化予防策を検討し、県、市、宅地建物取引業協会、建築士会、司法書士会が連携して「高岡市住まいの相談所」等の事業を実施する。

この「高岡市住まいの総合相談所」の取り組みは、各構成団体の連携により空き家に関する市民の様々なニーズに対応できる相談所となるため、今後、少子高齢化により深刻化する密集市街地・中心市街地の空き家対策の中心的な役割を担うことが期待できる。

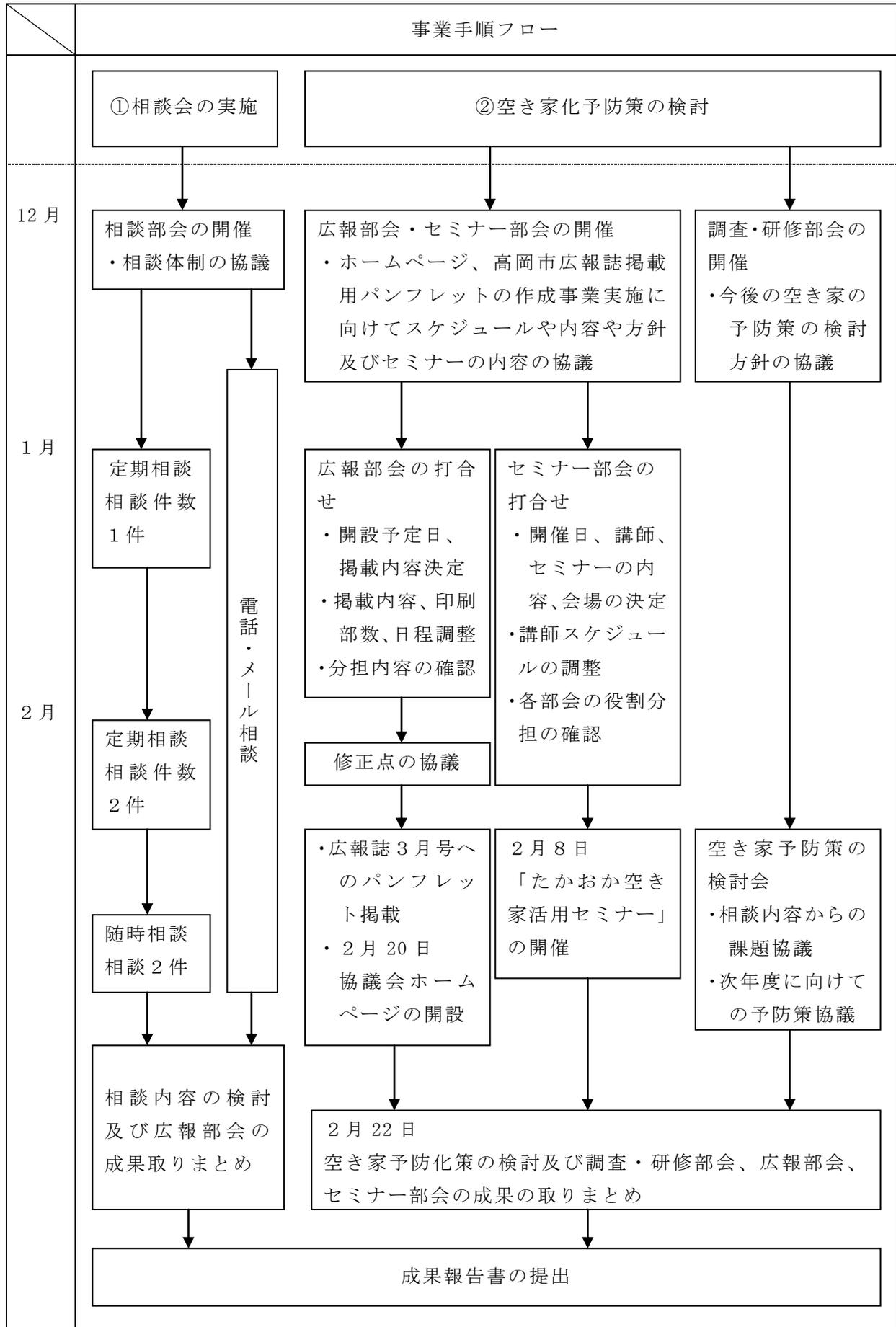
また、県内の他の自治体においても密集市街地・中心市街地の空き家が増加しており、自治体単独で空き家対策に取り組んでいるが、その取り組みには限界があるため、効果が出ていないのが現状である。今後、当協議会の設置により官民が連携して空き家の利活用に取り組むことにより当協議会の利活用の手法が県内の自治体でも活用が可能であり、先導的な取り組みになると考えられる。

また、本協議会の設立を機に今後の空き家問題解決に向けて、空き家となる原因や流通しない要因等の課題を整理し、各種団体の専門知識を活用して、「ホームページ作成による市民へ「住まいの総合相談所」の周知」、「講演会、研修会の実施による相談体制の充実」、「PR資料の作成及び配布」を行うとともに総合相談所を活用した空き家の予防策についても空き家の所有者に対して提案を行うことを目的としていく。

(2) 事業手順

平成24年度の高岡市空き家活用推進協議会の事業手順については、①相談会の実施、②空き家化予防策の検討の2つの視点から事業内容と手順を次のフロー図として示す。

表 1 平成 24 年度事業手順フロー図



(3) 事業内容

1) 住まいの総合相談所の開設と空き家相談の実施

①総合相談所の開設

表2 総合相談所の概要

項目	内 容	
窓口の名称	高岡市住まいの総合相談所	
窓口担当部署	(社) 富山県宅地建物取引業協会高岡支部	
電話番号	0766-25-0021	
メールアドレス	info@t-akiya.com	
窓口相談日	定例相談：毎月第1金曜日(社) 富山県宅地建物取引業協会高岡支部(1月、5月を除く。) 随時相談：定例相談に参加できない方のための事前連絡による相談 他の相談：電話、メールによる相談	
相談内容	活 用	物件の売買・賃貸、行政の補助制度の紹介、リフォーム事業者紹介、融資債務保証の紹介など
	家財管理	引っ越し業者の紹介、片づけ家財等の処分事業者の紹介、荷物預かりサービス事業者の紹介など
	空き家管理	空き家管理代行事業者の紹介(平成25年9月頃実施予定)
	除 却	解体業者の紹介、解体・除却に対する補助制度の紹介
	その他	司法書士、1級建築士による住宅に関する問題の相談
相談対象	高岡市内の居住者と物件を対象とするが、市内への定住・半定住も目的としているため物件への紹介は全国を対象とする。	
定例相談	対応者	協議会の事務局(毎月第1金曜日)
	対応方法	相談内容を担当する宅地建物取引主任者、司法書士、1級建築士へ引き継ぎ回答を行い、詳細な内容の聞き取りが必要な相談内容によっては専門家との直接の相談機会を設け、相談内容の解決を図る。
随時相談	対応者	協議会の事務局(事前連絡により随時相談対応)
	対応方法	相談内容を担当する宅地建物取引主任者、司法書士、1級建築士へ引き継ぎ回答を行い、詳細な内容の聞き取りが必要な相談内容によっては専門家との直接の相談機会を設け、相談内容の解決を図る。
電話・メール	対応者	協議会の事務局
	対応方法	相談内容を担当する宅地建物取引主任者、司法書士、建築士へ引き継ぎ電話やメールにより回答を行い、相談内容によって専門家との直接の相談機会を設け相談内容の解決を図る。

②相談所開設の広報等

ア) ホームページの開設

協議会設立を機に「住宅相談窓口の開設」、「不動産業界と連携した物件情報の提供」、「行政の支援制度の紹介」を併設した総合的な情報提供を開始した。

表3 ホームページの内容

掲載項目	内 容
<p>物件の売買や 賃貸情報</p>	<p>所有物件の売買、賃貸希望者へ「高岡市空き家情報バンク」の物件情報を提供するとともに「社団法人富山県宅地建物取引業協会」、「社団法人全日本不動産協会富山県本部」、「住み替え・二地域居住支援サイト」のホームページへのリンクし、物件情報を提供した。</p> <p>また、「高岡市空き家情報バンク」の物件情報と「社団法人富山県宅地建物取引業協会」の物件情報を統合し、歴史・文化や自然環境、まちなか居住、区域などの条件別に物件情報を提供し、大都市圏居住者へ高岡市での定住・半定住の魅力の発信を行う。</p>
<p>空き家管理</p>	<p>住宅を長期間密閉して管理をしない状態にしておくと、住宅の老朽化が進行するため、定期的に通風・換気・通水等の管理の必要がある。</p> <p>このため、空き家となっている住宅管理を代行する仕組みが必要であると考えられるので、住宅の資産価値を維持し、老朽化を防ぎ、空き家の増加を未然に予防することを目的とした情報提供を遠方在住者や借主が決まらない物件の所有者に向けて行う。</p>
<p>相談窓口</p>	<p>これまで「高岡市住まいの総合相談所」として不動産に関する相談窓口を開設してきたが、今回、協議会ホームページの開設を機会にホームページ内にも相談窓口を開設し、直接窓口に来られない相談者のために司法書士や建築士の専門知識を活用したインターネットによる相談窓口を開設した。</p> <p>一般社団法人移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借り上げ制度」をホームページの相談窓口サイトで情報提供を行う。</p>
<p>公的補助制度</p>	<p>高岡市のホームページ内では、これまで住宅関連の補助制度を担当課ごとに掲載していたが、協議会のホームページ開設を機会に利用者のニーズに合った補助事業を検索できるように再構築し、利用者の視点に立った利用しやすいホームページを開設し、随時更新していく。</p> <p>高岡市</p> <ul style="list-style-type: none"> ①まちなか住宅取得支援事業（建築住宅課） まちなか区域の新築・中古住宅・マンション、隣地の購入支援 ②定住促進住宅団地支援制度（建築住宅課） 指定団地での住宅購入支援 ③新婚家庭住宅建築資金利子補給制度（建築住宅課） 新婚家庭の新築・中古住宅購入、リフォーム資金への利子助成 ④まちなか耐震住宅リフォーム支援事業（建築住宅課） 木造住宅耐震改修支援事業を受けた建物へのリフォーム支援 ⑤木造住宅耐震改修支援事業（建築指導課） 旧耐震基準の木造住宅への耐震改修支援 ⑥住宅用太陽光発電システム設置補助金（地域安全課） 住宅用太陽光発電システムの設置支援 ⑦高齢者住宅改善資金助成事業（高齢介護福祉課） 手すり、バリアフリー工事等による高齢者居住環境の改善支援 ⑧在宅重度身体障害者住宅改善資金助成事業（社会福祉課）

	<p>在宅の重度身体及び知的障害者への住宅改善支援</p> <p>⑨日常生活用具給付等事業（社会福祉課）</p> <p>在宅障害者の日常生活のための住宅改修支援</p> <hr/> <p>富山県 ①木造耐震診断支援事業（建築住宅課）</p> <p>旧耐震基準で建てられた木造住宅への耐震診断支援</p>
活用事例	ホームページの相談窓口や定例相談会などで相談のあった空き家に関する相談内容について、その活用事例をホームページに掲載していくことで利用者への情報の周知を図る。
登録物件募集	「空き家情報バンク」への登録物件を募集し、登録方法を紹介し登録することで「空き家情報バンク」の物件情報量の増加を図る。
協議会の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の設立趣旨 ・規約（目的、事業、組織、役員及び職務、会議、部会、事務局等） ・平成24年度活動計画
役員	<p>会長 （社）富山県宅地建物取引業協会高岡支部長 酒井 誠</p> <p>副会長 （社）富山県建築士会高岡支部長 山口 孝芳</p> <p>監事 富山県司法書士会高岡支部長 黒田 保則</p> <p>監事 富山県土木部建築住宅課長 岡本 達也</p>
構成団体	<ul style="list-style-type: none"> ・（社）富山県宅地建物取引業協会高岡支部 ・（社）富山県建築士会高岡支部 ・富山県司法書士会高岡支部 ・富山県 ・高岡市（事務局）
ホームページ	http://www.takiya.com

図1 ホームページ画面1（住まいの総合相談）

空き家の利活用 | 高岡市空き家活用推進協議会

空き家を売りたい・買いたい・借りたい方へ

高岡市空き家活用推進協議会 お気軽にお問い合わせください。
TEL 0766-25-0021

活動報告 | **空き家の利活用** | 空き家の流通促進 | 空き家の維持・管理 | 相談窓口 | 高岡市空き家活用推進協議会について

空き家の利活用

HOME > 空き家の利活用

新着情報

2013年1月16日 乗分類
→ ホームページを公開しました

住まいに関する相談は「住まい総合相談所」に

- ・ 空き家を売りたい(買いたい)貸したい(借りたい)方のご相談
- ・ 不動産の取引や借地・相続・登記などの法律に関するご相談
- ・ 既存住宅の耐震やリフォーム(改修)リノベーション(改築)に関するご相談
- ・ 成年後見人制度や相続時精算課税制度など知っておきたい制度に関するご相談
- ・ 高岡市の住宅に関する支援事業についてのご案内とご相談

上記のようなご相談に宅地建物取引主任者・建築士・司法書士といった専門家がお応えいたします
ご相談日は**相談カレンダー**を参照下さい

空き家の利活用
▶ **相談カレンダー**

お気軽にお問い合わせください。
TEL 0766-25-0021 メールでのお問い合わせはこちら

お問い合わせはこちら
お気軽にご相談・お問い合わせ下さい。

高岡市の補助制度
富山県や高岡市では、様々な補助・融資制度を実施しています。

リンク

- ☐ 空き家情報バンク
- ☐ (社)富山県宅地建物取引業協会高岡支部
- ☐ (社)富山建築士会高岡支部
- ☐ 富山県司法書士会高岡支部

図2 ホームページ画面2（各種相談窓口）



イ) パンフレットの作成・配布

平成24年12月に設立した本協議会では、「住まいの総合相所」、「空き家情報バンク」、「空き家管理サービス」などの活動内容を掲載した市民向けパンフレットを高岡市内全世帯に作成・配布し、本協議会の活動を全市民に向けて周知した。

- ・高岡市広報3月号へのパンフレット折込みによる全戸配布
- ・配布部数 65,019部（A3版両面カラー印刷）

表4 パンフレットの掲載内容

掲 載 項 目	内 容
空き家の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家を売りたい（買いたい）・貸したい（借りたい）方の相談 ・不動産の取引や借地・相続・登記などの法律に関する相談 ・既存住宅の耐震やリフォーム（改修）リノベーション（改築）に関する相談 ・成年後見制度や相続時精算課税制度など知っておきたい制度に関する相談 ・高岡市の住宅に関する支援事業についてのご案内とご相談
空き家の流通促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「空き家バンク」への空き家の情報提供 ・不動産の取引、リフォーム、登記の専門業者の紹介 ・ホームインスペクション（住宅診断）の提案 ・Uターン、Iターン、Jターンの促進の提案と情報提供 ・中古住宅の流通促進に関する研究
空き家の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・危険老朽家屋の除去の推進と助成に関する研究 ・当分の間使用しない「空き家」の管理サービスの提案

	(平成 25 年 9 月実施予定)
	・ 地域住民と協働した持続的な「空き家」の実態調査
住まいの総合相談 2013 年度カレンダー	・ 高岡市住まいの総合相談の開催日 高岡商工ビル 9 階 911 号室 (毎週第 1 金曜日午後 1～4 時) ・ 高岡市不動産無料相談の開催日 高岡ふれあい福祉センター (午後 1～4 時) ・ 富山県不動産無料相談の開催日 高岡市役所 8 階会議室 (午後 1～4 時)
事務局の連絡先	〒933-0912 高岡市丸の内 1 番 40 号高岡商工ビル 9 階 911 号室 TEL 0 7 6 6 - 2 5 - 0 0 2 1
構成団体	・ (社) 富山県宅地建物取引業協会高岡支部 ・ (社) 富山県建築士会高岡支部 ・ 富山県司法書士会高岡支部 ・ 富山県 ・ 高岡市

図 3 広報誌掲載パンフレット



③空き家相談の実施

高岡市での住宅相談は、平成 7 年度から「タカオカ住宅相談所」として開設され、平成 20～22 年度までは「高岡市住まいの総合相談所」として市から民間団体へ業務委託され、その後富山県宅地建物取引業協会高岡支部による市民相談を実施してきた。

本協議会設立に伴い、これまで不動産業界だけで対応してきた住宅に関する相談体制に行政や専門知識を有する建築士会、司法書士会が協議会の構成団体に加わることによって、ワンストップで「住まいの総合相談所」において市民の幅広い相談内容に対応できる体制が整備された結果、次の住宅に関する相談があった。

ア) 空き家所有者等への相談会の実施

専門的知識を有する構成団体による「住まいの住宅相談所」の実施に伴い、相談者の様々なニーズに対応できる相談体制が確立されたことで次の相談実績があった。

表 5 相談会の概要

空き家相談件数	定例相談	随時相談	メール・電話相談
物件売買の相談	－	1 件	－
相続・登記の相談	2 件	1 件	－
耐震等修繕の相談	－	－	1 件
支援制度の相談	－	－	－
空き家管理の相談	－	－	1 件
計	2 件	2 件	2 件
一般住宅相談件数	定例相談	随時相談	メール・電話相談
物件売買の相談	1 件	－	－
相続・登記の相談	－	－	1 件
耐震等修繕の相談	－	－	6 件
支援制度の相談	－	－	2 件
空き家管理の相談	－	－	－
計	1 件	0 件	9 件

表 6 定例相談

相談者 1	年 齢	性 別	来所者	相談項目	引き継ぎ先
	5 4 歳	男	本人	売買	不動産業者 司法書士 行政
相談内容	一部が借地となっている土地を購入した。その底地も自ら所有するものである。借地以外の部分を整理し貸駐車場にしているが、借地建物には持主は住んでおらず空き家の状態である。持主は病院に入っていて判断能力はない。家が放置状態のため、台風や積雪の時大変危険である。本人に適正な管理をしてもらうか、購入して当方で解体してもよいか、どうしたらよいか。				
相談者 2	年 齢	性 別	来所者	相談項目	引き継ぎ先
	7 0 歳	男	本人	相続	不動産業者 司法書士
相談内容	実家が義姉一人住まいであったが最近亡くなり、空き家となっている。整理処分したいが、兄は数年前に亡くなり子供がいない。実家は親から受け継いだ土地で建物は兄が建てたものであるが、義姉の兄弟に相続されるのか。				

表 7 随時相談

相談者 1	年 齢	性 別	来所者	相談項目	引き継ぎ先
	5 8 歳	男	本人	売買・賃貸	不動産業者
相談内容	実家の両親が住んでいたが父が亡くなり母だけが住んでいたが、高齢のため引き取ったので、実家が空き家となった。自動車も入りづらい細い道の街中なので、なかなか処分できない。売却か賃貸したい。				
相談者 2	年 齢	性 別	来所者	相談項目	引き継ぎ先
	6 0 歳	女	本人	相続	不動産業者

					司法書士
相談内容	<p>所有者は、現在、東京に住まいしている。実家は高岡であるが、現在は空き家であり、その処分もさることながら、相続により本人所有の土地60坪を二人に貸しているが、借地人二人とも高齢でお子さんの家に転居したり、施設に入所したりして、借地建物は空き家となっている。</p> <p>お子さんの連絡先もわからないし、地代も滞っている。家賃滞納は、ともかく借地契約を解除し土地を売却したい。</p>				

表8 電話・メール相談

相談者1	年齢	性別	来所者	相談項目	引き継ぎ先
	38歳	女	本人	利活用方法	不動産業者
相談内容	実家が管理している築60年の借家が老朽化しているため、利活用を含めた有効な方法はないか。				
相談者2	年齢	性別	来所者	相談項目	引き継ぎ先
	62歳	男	近隣住民	相続	不動産業者 司法書士
相談内容	町内の老朽化した危険な空き家があるが、所有者死亡により相続人不明のため空き家の管理がされていない。				

イ) 持続的運営に向けた検討

持続的運営に向けた検討を行うにあたって、次の観点から課題を整理し、課題解決に向けた検討結果を示す。

I 空き家の流通促進

- ・ 空き家情報バンクの物件数増加や内容の充実
- ・ 空き家の流通を可能にするため空き家化を未然に防止する維持管理メニューの策定
- ・ 土地家屋調査士の協議会への加入依頼
- ・ 空き家の流通促進を図るための補助制度や支援策の提案
- ・ 空き家の流通促進を図るため安心して空き家を購入できる「高岡モデル」の提案
- ・ 「高岡モデル」提案にあたっての各構成団体の役割
- ・ 「高岡モデル」への金融機関による支援方法

II 空き家の利活用

- ・ 町内会を通じた空き家の実態調査の実施と効果的な調査内容
- ・ 町内会への出張住宅相談会の実施など空き家に関する町内会住民との意見交換
- ・ 空き家化を防止するための利活用方法の支援策の提案

ウ) 空き家化予防策の検討（調査・研究部会）

空き家化予防策は、まず市民に対する住まいや空き家の適正管理の意識づけを図ることが重要との観点から、今年度は、ホームページやパンフレットに住まいや空き家の維持管理の重要性などを情報提供することとし、部会では情報提供する注意喚起や予防方法を検討した。

* 空き家予防策の検討結果

- ・老朽危険家屋の解体の推進と助成に関する研究
- ・当分の間使用しない「空き家」の管理サービスの提案
- ・地域住民と協働した持続的な「空き家」の実態調査

エ) 協議会メンバーへの啓発セミナーの開催

本協議会では、効果的な運用に関する検討を行うため本協議会の構成団体を対象に空き家対策・まちづくりや不動産流通の専門家による「空き家再生とまちづくり」をテーマとするセミナーを開催し、持続的な運営に向けた検討をおこなった。

セミナー開催に先だって、セミナーの講師と当協議会メンバーが市内の空き家の状況やシェアハウスへの利活用事例、NPO法人等による空き家活用状況を視察し、市内の現状把握や意見交換や交流を図った。

さらに、一般社団法人移住・住みかえ支援機構から担当者がセミナー会場へ来場し、「マイホーム借り上げ制度」についての空き家の利活用方法について不動産関係者や行政担当者に制度の説明をおこなった。

表9 セミナーの概要

名 称	第1回たかおか空き家活用セミナー
開催日	平成25年2月8日(金曜日)午後1時30分～午後5時
場 所	高岡エクール(高岡市問屋町65番地)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・第1部 講師：服部 恵子 氏(不動産鑑定士) 演題：高岡市で取り組む空き家対策(利活用)について ・第2部 講師：真野 洋介 氏(東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授) 演題：空き家再生とまちづくり ・「マイホーム借り上げ制度」の説明について 一般社団法人 移住・住みかえ支援機構からの制度説明 説明者：業務役員 片桐 和幸 氏
参加者	不動産業者、建築士、司法書士、行政関係者、NPO団体 約120人
空き家活用 促進や空き 家化予防に 関する質疑	<p>質問</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. NPO法人「尾道空き家再生プロジェクト」が空き家をサブリースする場合の仕組みについて 2. NPO法人が取り組んでいる町全体の魅力を高める空き家対策事業について <p>答弁(真野講師)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サブリースをしているが、空き家に改装が必要な場合は、入居者が貸し手と交渉して必要な改装を加え住める状態にしている。 2. 2010年から間取り等の空き家の詳細情報や所有者とのヒアリング等の「脱空き家化プロジェクト」を実施している。 また、尾道市の設置する「斜面地研究会」に参加し、市、地元住民の方と空き家談義を行い、活動の参考としている。

写真 1



写真 3

写真 2



写真 4



写真 5



写真 6



2. 成果

(1) 空き家所有者等への相談会の実施

1) 空き家相談件数 6件

①相談後の対応状況

- ・ 定例相談 相談者1：空き家の管理、活用に繋がらなかった。
相談者2：空き家の管理、活用に繋がった。
- ・ 随時相談 相談者1：空き家の管理、活用に繋がった。
相談者2：空き家の管理、活用に繋がらなかった。
- ・ 電話等相談 相談者1：空き家の管理、活用に繋がった。
相談者2：空き家の管理、活用に繋がらなかった。

②相談日当日後の対応

相談の聞き取り後、専門家と詳細な検討が必要な内容については連絡先を確認後、担当者から専門家へ引き継ぎ後、協議会から電話連絡又は再面談にて相談者の問題解決への道筋を案内できるように対応に心がける。

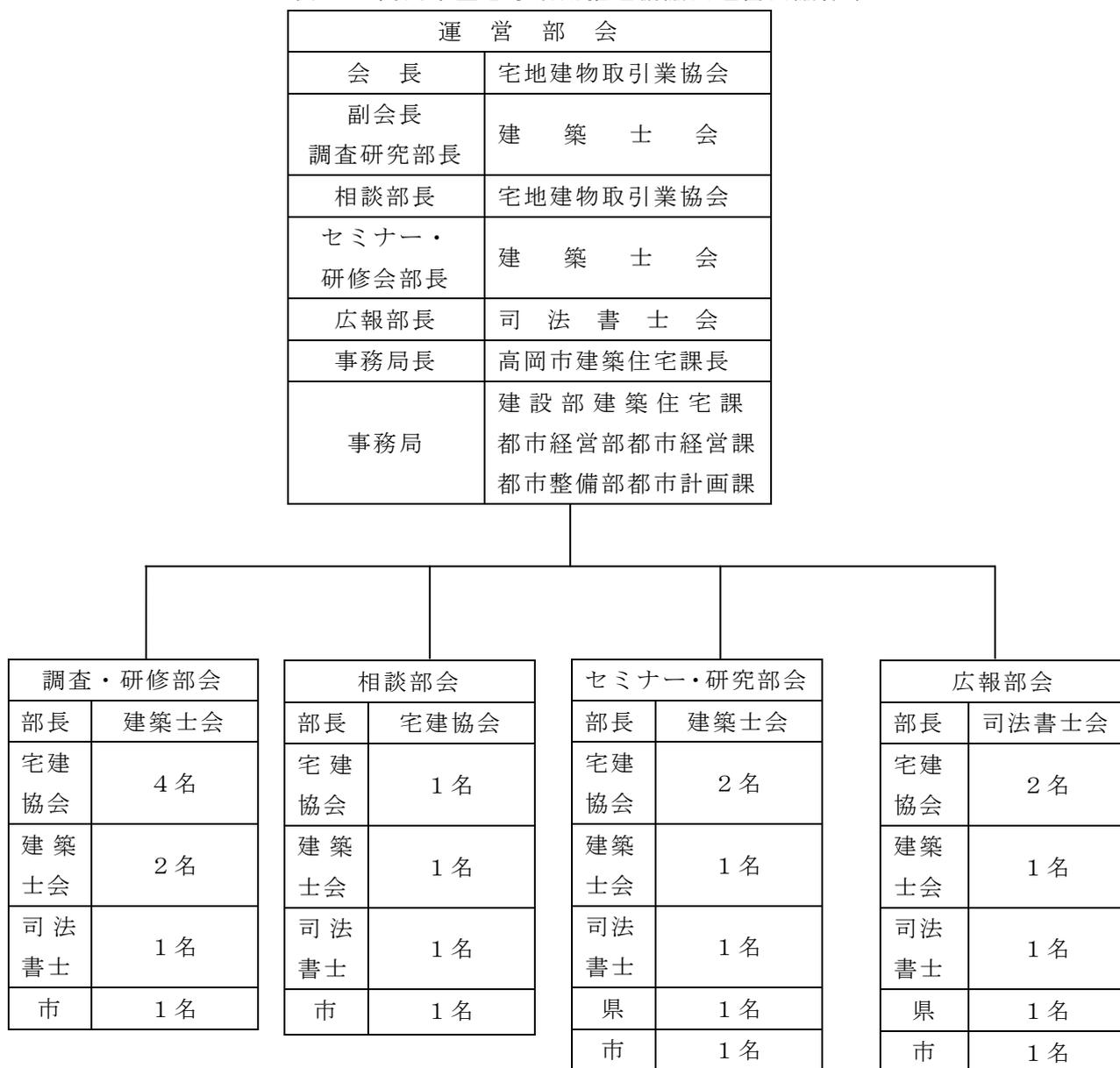
2) 一般住宅相談件数 10件

(2) 多様な専門家との連携体制の整備

1) 協議会活動の円滑な運営に向けた体制の整備

本協議会設置に伴い運営部会を設け、また、協議会の各事業を実施する組織として「相談部会」、「セミナー・研修部会」、「広報部会」、「調査研究部会」の各部会を組織し、部会構成員の人選を行うことによって担当制による円滑な運営体制を整備できた。

表 10 高岡市空き家活用推進協議会運営会議体系



* 必要に応じて県・市の関係部課の担当者の出席を要請する。

3. 事後評価

(1) 空き家所有者等への相談会の実施

協議会の設立から短期間で相談体制の構築が図られた点と相談件数が当初の想定を上回ったことは評価できるが、相談者の意見をどのように相談活動に反映していくかが課題となる。今後、本協議会の相談活動の認知度を高めるための広報活動を強化しつつ、「相談への迅速な対応」、「相談内容に対する満足度の向上」、「相談機会の増加」に努めていくことで相談者の抱える問題に対して効果的な相談活動を行いたい。

また、空き家相談が、所有者の高齢化に伴う入院・施設入所や相続人の所在把握が困難なことにより権利関係の整理に時間を要するため、空き家の管理、活用に繋がらない場合があった。

今後、空き家所有者の高齢化に伴いこのような相談事例の増加が予想されるため、先進的な取り組み事例を参考に相談者に対し問題解決に向けた方法の提示ができるよう相談内容を想定した対応体制の協議を図り対応していきたい。

(2) 多様な専門家との連携体制の整備

本協議会の連携体制については、講演会開催等の活動を通じて情報交換や意思疎通が円滑に図られるようになったが、(1)に述べた空き家所有者の高齢化に伴う入院・施設入所や相続人の所在把握が困難なことによる権利関係の整理に時間を要する問題などの現在の体制では対応できない問題の存在も明確になってきているため、今後、相談内容に幅広く対応するため、次の観点から各部会において課題を整理し、連携体制の整備に向けた検討結果を示す。

1) 住宅相談部会

- ・相談者への迅速な対応を図るための相談体制
- ・各構成団体内での相談内容に効果的に対応できる体制整備
- ・各構成団体にまたがる相談内容への対応
- ・構成団体では対応できない相談内容への対応のための体制整備
- ・相談者へのこれまでの相談内容の公開（広報部会との連携）

2) セミナー・研究交換部会

- ・セミナーの課題点の洗い出し及び来年度セミナーへの課題の反映
- ・一般市民など参加対象者の拡大による効果的なセミナー開催の手法
- ・セミナー講師依頼にあたっての今後の依頼方針

3) 広報部会

- ・ホームページの掲載内容の充実方法
- ・市民への協議会活動の周知方法
- ・ホームページへの利用者の声の反映

4. 今後の課題

(1) 空き家情報バンクの登録物件数

ホームページ開設にあたり、現在は高岡市が実施している「空き家情報バンク」を利用しているが、登録物件数が少なく利用者視点に立っているとはいえないため、今後、宅地建物取引業協会と連携し、登録物件数を増加することで利用者の利便性向上を図ることが課題となる。

(2) 地域の町内会との空き家に関する情報交換

今年度は、協議会開設に伴い様々なホームページ、チラシ、セミナー等で情報を一方的に発信したが、地域の町内会の抱える空き家に関する問題について、協議会での具体的な把握がされていない状況であるため、今後、双方向的に情報交換をおこなうことができる場をどのような形で作っていけるかが課題となる。

5. 今後の展開

(1) 物件情報の提供や相談の機会の増加

物件情報の増加を図るため、「社団法人全日本不動産協会富山県本部」の協議会への加入を検討し、物件情報を増やすことで利用者の利便性向上をめざしていく。

また、定例や臨時の相談会、ホームページによる相談窓口の他に、市内大型ショッピングセンターといった集客効果のある場所での週末相談会の開催によって、協議会の認知度の向上や相談の機会の増加に取り組んでいく。

(2) 地域との情報交換や交流の促進

空き家問題の解決に向けて、空き家問題を抱える地域の町内会とともに「意見交換会」、「アンケート」などの事業を通じて、地域の空き家の所在確認や情報交換などの交流促進に取り組み、今後の協議会の事業に反映していく。

(3) 空き家の流通や利活用を促進する仕組みづくり

地域との情報交換により収集した情報を参考に、空き家管理代行事業者による「空き家の管理サービス」の代行メニューや料金等の詳細を検討する。

また、行政へ「空き家利活用に向けた助成制度」の提案を検討し、空き家の流通しやすい仕組みづくりに取り組んでいく。

■事業主体の概要・担当者名			
設立時期	平成 24 年 12 月		
代表者名	酒井 誠		
連絡先担当者名	高岡市建設部建築住宅課 新田 泰弘		
連絡先	住所	〒939-0192	富山県高岡市大滝 12 番地
	電話	0766-64-1447	
ホームページ	http://www.t-akiya.com		